

總 則

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（最終改正：平成25年法律第87号）第5条（推進計画）の規定に基づき、泉大津市防災会議が策定する計画であって、泉大津市域に係る災害に関し、泉大津市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条による特別防災区域に係る防災については、同法第31条及び災害対策基本法第2条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油、高圧ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼすおそれがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く市民生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整、連携を図り防災対策を推進する。

第2 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとする。なお、各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、市域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。

1 総則

計画の目的を明らかにし、市及び関係機関の責務と防災及び災害に対して処理すべき事務を定める。

2 災害予防対策

災害の防止対策に加えて、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、津波災害、風水害をはじめとする各種災害に対応するために平常時にとるべき防災活動全般について定める。

3 災害応急対策

災害発生直前の気象予警報等に関する情報伝達などの災害未然防止活動に関する措置や、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防ぎょ措置、災害の拡大防止措置及び被

災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

4 事故等災害応急対策

海上災害や航空災害、鉄道災害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

5 災害復旧・復興対策

災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策及び復興の基本方針について定める。

6 資料編

災害予防対策、応急対策に関する基礎的情報で、市及び関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理する。

第2節 防災の基本方針

第1 計画の目標及び位置づけ

1 計画の目標

この計画は、市民・事業者・行政・ボランティア等が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図ることにより、「災害に強い安全なまち」をめざす。

2 計画の位置づけ

この計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する、防災対策の基本方針を示す総合計画である。

第2 防災の基本方針

1 理念

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。今後、南海トラフ巨大地震など甚大な被害をもたらすおそれのある災害に対しては、災害発生時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本とし、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策の推進にあたっては、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興 の5つの考え方を基本方針とし、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点踏まえながら、取り組んでいくこととする。

2 自助・共助・公助

「自分の命は自分で守る」ことを基本とした「自助」、「地域で連携しあって、防災力を高める」助け合いが基本の「共助」、行政による対策の「公助」を、地域特性に応じて適切に防災・減災対策を組み合わせた取り組みを推進する。

特に、市は「自分の命は自分で守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体として

の防災意識の向上を図る。

3 協働による防災・減災対策

市民、事業者、民間団体等の多様な主体が自発的に行う防災活動を推進するとともに、これらの主体と行政が相互に連携・協働した防災・減災の取り組みを推進する。また、高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者の参画を推進するとともに、防災対策に係る意思決定の場への女性参画を推進する。

第3節 本市の概況と被害想定

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、大阪府の中央西南部に位置し、東経 135° 24'、北緯 34° 30' にあって、東西 5.4km、南北 5.5km、その面積は 13.56k m²で、うち約3割が公有水面の埋立地である。

2 地勢及び地質

本市は北及び東南は高石市と和泉市、西南は大津川を境として泉北郡忠岡町に接し、西北は大阪湾に面し、はるかに六甲山、淡路島を望むことができる。

地形は市内全域がほぼ平坦で、南部の国道26号付近は標高が15m前後であり、全体として緩やかに北西に向かって傾斜し、海岸部で標高0mとなっている。また、市内を流れる河川は大津川が主たるもので、他に中小の河川や多数の水路が走っている。

地質は、忠岡町との境界を流れる大津川等によって形成された沖積平野であり、市の南東部には、後期洪積層に属する低位段丘礫層が見られる。

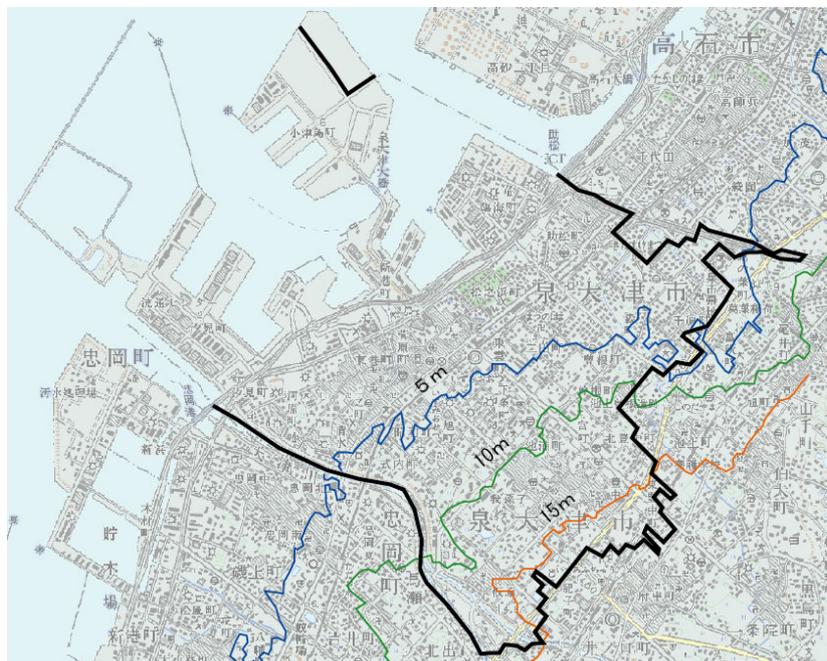


図 本市の地形

3 気象

本市は瀬戸内海式気候に属し、年平均の気温は 17℃前後と温暖で、冬季に氷点下になることは比較的少ない。

また、降雨量は年間 850～1,400mm 程度となっている。

第2 社会的条件

1 人口

昭和 17 年 4 月 1 日の市制施行時の本市の人口は 33,307 人であった。その後、大阪都市圏の周辺都市として、昭和 30 年以降の高度成長期に大幅な増加を示し、ここ数年は 75,000 人程度を推移している。平成 27 年 10 月の第 20 回国勢調査では、75,897 人となっており、世帯数は 31,090 世帯である。

(1) 人口の変遷

年	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
昭和17年	6,487	33,307	4,063
45年	15,567	59,437	5,944
50年	18,730	66,250	6,232
55年	20,613	67,474	5,955
60年	21,045	67,755	5,876
平成 2年	21,853	67,035	5,749
7年	24,027	68,842	5,611
12年	27,611	75,091	6,120
17年	29,500	77,673	6,214
22年	30,962	77,548	5,848
27年	31,090	75,897	5,660

※国勢調査による。ただし、昭和17年は4月1日現在

2 交通網

本市における主要幹線道路として、大阪都心部と和歌山を直結する南北方向に西端から阪神高速道路 4 号湾岸線、大阪臨海線、堺阪南線、国道 26 号が縦貫し、また、東西方向については北より泉大津美原線、富田林泉大津線がある。鉄道は西部に南海本線、東部に JR 阪和線が南北に縦走し、いずれも大阪～和歌山間を結び、市民の主要な交通手段となっている。

また、堺泉北港より泉大津～九州新門司間を結ぶカーフェリーが就航している。

3 土地利用

本市の土地利用は多様な形態で市街化が進んでいる内陸部と、公有水面埋立により計画的に開発が進められている臨海部のおおむね二つに区分できる。また、全域が市街化区域であり、人口集中地区となっている。

用途別には、第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域が35.2%を占め、近隣商業地域・商業地域が1.6%、工業地域・工業専用地域が5.9%、残り57.3%が準工業地域であり、住工混在の毛布・繊維工業を中心とする地場産業都市としての特性が表れている。

第3 災害想定

1 想定災害

災害は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の自然現象に起因する自然災害と、大規模な火災、爆発、交通災害等の特殊災害（人為災害）とに大別される。自然災害や特殊災害の発生によって二次的に引き起こされる二次災害（複合災害）は、都市部ほどその発生の可能性が高い。

市の自然条件と市街地状況、都市施設や危険物の集積状況等都市的、社会的条件ならびに過去に発生した災害事例をもとに想定した発生が予想される災害は次のとおりである。

また、以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- (1) 地震災害
- (2) 津波災害
- (3) 風水害
- (4) 高潮災害
- (5) 海上災害
- (6) 大規模火災
- (7) 危険物等災害
- (8) 交通災害（航空災害、鉄道災害、道路災害）
- (9) その他の特殊災害

2 地震・津波の被害想定

(1) 府による地震・津波被害想定

府の想定によると、市の被害は次表のとおりとなっている。

※資料11「地震被害想定」

※資料12「地震動予測図」

※資料13-1「ハザードマップ」

市における被害の想定

被害内容		想定地震	単 位	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻断 層帯地震	中央構造線 断層帯地震	南海トラフ 巨大地震
気象庁マグニチュード				7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1	9.0~9.1
建物被害	揺れ	全 壊	棟	1,746	5,554	4	0	202	42
		半 壊	棟	2,573	4,504	11	0	456	1,006
	液状化	全 壊	棟	—	—	—	—	—	623
		半 壊	棟	—	—	—	—	—	1,667
	津波	全 壊	棟	—	—	—	—	—	359
		半 壊	棟	—	—	—	—	—	4,581
	出火	焼 失	棟	1,365	1,376	0	0	0	0
	人的被害	建 物 壊	死 者	人	11	125	0	0	0
負 傷 者			人	997	891	3	0	154	145
火 災		死 者	人	29	27	0	0	0	0
		負 傷 者	人	157	146	0	0	0	0
津 波		死 者	人	—	—	—	—	—	2,205
		負 傷 者	人	—	—	—	—	—	1,276
出火件数		全出火	件	4	10	2	1	2	2
		炎上出火	件	1 (1)	3 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
り 災 者 数		人	17,747	38,708	53	1	2,470	—	
避 難 所 生 活 者 数		人	5,147	11,226	16	1	717	19,226	
ライフ ライン	停 電	軒	2,188	6,311	0	0	337	49.0%	
	ガ ス 供 給 停 止	戸	24,000	24,000	0	0	0	3,025	
	水 道 断 水 人 口	人	36,000	68,000	20,000	0	15,000	100%	
	固 定 電 話 被 災 回 線		1,762	13,217	98	0	979	94.1%	

※内陸型地震については、大阪府「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）」（平成19年3月）、海溝型地震は、大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会「大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害・経済被害等）」（平成25年10月、平成26年1月）及び「大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害・経済被害等）市町村別最大」（平成26年3月）
 ※内陸型地震の揺れによる建物被害（全壊・半壊）は、地震動及び液状化予測を含む
 ※死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率1%風速）によるものの合計
 ※出火件数は地震後1時間の件数（ ）は1日の件数
 ※津波による死者数は、早期避難率が低い場合

(2) 津波浸水想定

府が公表した浸水面積、最大津波水位及び最短津波到達時間は、以下のとおりである。
 なお、津波は自然現象で不確実性を伴うものであり、この想定を上回る津波が発生する可能性があることも指摘されている。（大阪府「津波浸水想定について（解説）平成25年8月20日公表」）

表 市の浸水想定結果

浸水面積 (浸水深0.1m以上)	521ha
最大津波水位 (海岸線から沖合約30m地点)	4.4m
地震発生後 最短津波到達時間(+1m)	95分

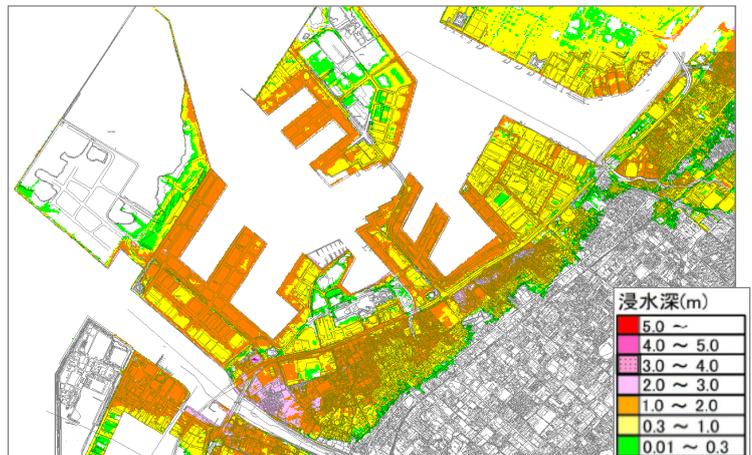


図 大阪府津波浸水想定（泉大津市拡大）

3 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成25年11月29日に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が改正され、同法第3条第1項の規定に基づき、平成26年3月28日に、本市は大阪府内41市町村とともに、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

4 大津川水系の洪水浸水想定

府では、平成27年5月の水防法改正を受け、府管理河川において想定最大規模降雨（1,000年以上に1度の降雨）により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として新たに指定し、「洪水浸水想定区域図」が作成された。

※資料 13-2 「大津川水系大津川・槇尾川・東槇尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（平成31年3月）

第4節 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第1 泉大津市

(1) 総合政策部

- 市の防災対策の総合調整に関すること
- 防災会議にかかる事務に関すること
- 災害対策本部等組織体制の整備に関すること
- 国・府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- 広域防災体制の整備に関すること
- 自衛隊との連絡、調整に関すること
- 災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関すること
- 災害時の緊急物資（生活必需物資）の調達、あっせんに関すること
- 防災に係る訓練、教育に関すること
- 避難収容に関すること
- 避難者の誘導及び収容に関すること
- 自主防災体制の整備計画に関すること
- 市民の防災活動の啓発、指導に関すること
- 防災行政無線の整備等に関すること
- 職員の動員計画に関すること
- 被害情報の収集・伝達に関すること
- 災害救助法に関すること
- 弔慰金・支援金等に関すること
- 復興に係る市政の総合企画及び調整に関すること
- 災害広報に関すること
- 避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告、避難指示（緊急）の伝達等緊急広報に関すること
- 自治会等への協力要請に関すること
- 報道機関との連絡に関すること
- 災害時における広聴活動に関すること
- 災害状況の記録に関すること
- り災証明の発行に関すること
- 商工業者の被害調査、復旧対策に関すること

- 被災商工業者に対する融資等の対策に関する事
- 耕地の被害調査に関する事
- 水産業者の被害調査に関する事
- 被災農、漁業者に対する災害融資に関する事
- 訪日外国人等の避難、誘導に関する事
- 市有建築物の耐震化に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(2) 総務部

- 車両の調達計画に関する事
- 応急給食措置に関する事
- 避難者に対する応急食料の提供に関する事
- 災害応急物資、救援物資等の調達・供給に関する事
- 災害時の遺体の処置及び火葬に関する事
- 災害に伴う税の減免に関する事
- 家屋等の被害調査に関する事
- 災害対策関係予算その他財務に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(3) 健康福祉部

- 所管福祉施設等の避難計画に関する事
- 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事
- 園児、保育所児等の避難、誘導に関する事
- 応急保育に関する事
- 医師会、保健所、医療機関との連絡、応援要請等に関する事
- 災害時における保健衛生に関する事
- 災害時のNPO・ボランティア活動に関する事
- 弔慰金、支援金等の支給に関する事
- 義援金品に関する事
- 福祉関係施設等の避難所の開設及び管理運営等に関する事
- 要配慮者利用施設等の被害調査に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(4) 都市政策部

- 水門、樋門、排水機場等の操作に関する事
- 救助物資等の緊急輸送に関する事
- 緊急時における関係業者等への協力要請に関する事
- 建物の応急危険度判定に関する事

- 給水体制の整備に関する事
- 上下水道施設の耐震化等に関する事
- 道路交通の確保に関する事
- 公園の整備に関する事
- 道路の整備に関する事
- 木造密集市街地等の整備促進に関する事
- 上下水道施設の整備に関する事
- 水防に関する事
- 道路、橋りょうに関する被害状況調査、報告に関する事
- 上下水道施設における被害調査及び応急復旧対策に関する事
- 河川等に関する被害状況調査、報告に関する事
- 公園被害状況の調査、報告に関する事
- 建築物の二次災害の防止に関する事
- 応急給水及び応急復旧に関する事
- 被災住宅の応急修理に関する事
- 応急仮設住宅に関する事
- 防疫に関する事
- 災害時における廃棄物の処理に関する事
- 上下水道施設の災害復旧事業計画に関する事
- 住宅復興計画の策定・推進に関する事
- 民間建築物の耐震化に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(5) 市立病院

- 災害時医療体制の整備に関する事
- 医薬品及び医療用資機材の調達及び備蓄に関する事
- 医療救護活動に関する事
- 医療機関の被害状況の調査、報告に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(6) 会計課

- 災害関係資金の支出及び審査に関する事
- 義援金品、災害見舞金の受付、保管及び受払記録に関する事
- 本部長の特命に関する事

(7) 消防本部

- 消防に関する教育及び訓練に関する事
- 消防資機材等の点検及び整備に関する事

- 消防相互応援体制の整備に関する事
- 災害情報等の収集及び必要な広報に関する事
- 消防、その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関する事
- 救助、救急、救護活動に関する事
- 消防活動要員の確保に関する事
- 消防団等関係機関との連絡に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(8) 教育委員会

- 防災教育に関する事
- 避難所の開設、管理及び運営の協力に関する事
- 避難者の把握及び報告に関する事
- 児童及び生徒の避難に関する事
- 文教施設の被害調査、報告に関する事
- 災害時の応急教育に関する事
- 被災児童及び生徒の就学援助に関する事
- 文化財の応急対策に関する事
- その他関係部局に必要な防災対策に関する事

(9) 議会事務局

- 市議会議員との連絡調整に関する事
- 他部の応援に関する事
- 本部長の特命に関する事

(10) 行政委員会等（選管、監査、公平、農委）

- 他部の応援に関する事
- 本部長の特命に関する事

第2 防災関係機関

本市域を所管する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱はおおむね次のとおりとする。

※資料6「防災関係機関一覧表」

1 大阪府

(1) 大阪府鳳土木事務所地域防災監

- 災害予防、災害応急対策等に関し、市が処理する事務又は業務の府との連絡調整等

に関すること

(2) 大阪府鳳土木事務所

- 府の管理する公共土木施設の防災対策、災害応急対策、復旧対策、水防時の現地指導、洪水予警報の伝達、被災状況の把握に関すること
- 水防警報及び水位到達情報の伝達並びに水防活動に関すること

(3) 大阪府港湾局

- 府の管理する港湾施設及び海岸保全施設の災害予防、災害応急対策、復旧対策に関すること

(4) 大阪府和泉保健所

- 災害時における保健衛生活動、医療救護活動に関すること
- 大阪府災害対策本部、災害医療本部が設置された場合の地域災害医療本部の設置に関すること

(5) 大阪府泉州農と緑の総合事務所

- ため池に関する水防対策に関すること

2 大阪府警察（泉大津警察署）

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- 被災者の救出救助及び避難指示（緊急）に関すること
- 交通規制・管制に関すること
- 広域応援等の要請・受入れに関すること
- 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること
- 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- 災害資機材の整備に関すること

3 関西広域連合

- 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること
- 大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること
- 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること
- 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること

4 陸上自衛隊第 37 普通科連隊

- 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- 災害派遣に関すること
- 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

5 指定地方行政機関

(1) 近畿総合通信局

- 非常通信体制の整備に関すること
- 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
- 災害時における電気通信の確保に関すること
- 非常通信の統制、管理に関すること
- 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
- 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること

(2) 大阪管区気象台

- 観測施設等の整備に関すること
- 防災知識の普及・啓発に関すること
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること
- 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること
- 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

(3) 近畿財務局

- 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請に関すること
- 国有財産の無償貸付等の措置に関すること
- 地方公共団体に対する災害融資に関すること
- 災害復旧事業費の立会い等に関すること

(4) 近畿厚生局

- 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること

(5) 大阪労働局（泉大津労働基準監督署）

- 災害時における事業場施設の被災状況の収集に関すること
- 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関すること

- 災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関する事
- 労働者の災害補償に関する事
- 離職者の早期再就職等の促進に関する事
- 雇用保険の失業等給付に関する事

(6) 近畿農政局

- 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
- 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事
- 農業関係被害の調査・報告等に関する事
- 災害時における病虫害の防除および家畜の管理等に関する事
- 農畜物の需給調整に関する事
- 農業協同組合等に対する融資等に関する事
- 農地・施設の復旧対策の指導に関する事
- 農地・施設の復旧事業費の査定に関する事
- 土地改良機械の緊急貸付に関する事
- 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
- 野菜・乳製品等の供給あっせんに関する事
- 技術者の緊急派遣等に関する事

(7) 近畿農政局（大阪府拠点）

- 応急用食料品及び米穀の供給に関する事

(8) 近畿経済産業局

- 工業用水道の復旧対策の推進に関する事
- 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達に関する事
- 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関する事
- 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関する事
- 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援に関する事

(9) 近畿地方整備局大阪国道事務所南大阪維持出張所

- 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関する事
- 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関する事
- 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事
- 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事
- 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事
- 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関する事
- 直轄公共土木施設の復旧に関する事

- 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
- 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- 海上の流出油に対する防除措置に関すること
- 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること
- 港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関すること
- 空港に関する直轄土木施設の復旧事業の推進に関すること
- 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
- 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による緊急対応）

(10) 近畿運輸局

- 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること
- 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
- 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること
- 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請に関すること
- 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること
- 災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること

(11) 堺海上保安署

- 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
- 流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関すること
- 危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること
- 海難救助体制の整備に関すること
- 海上交通の制限に関すること
- 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
- 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること
- 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関すること
- 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

(12) 近畿地方環境事務所

- 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社近畿支社

- 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること

- 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること
- 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること

(2) 南海電気鉄道株式会社（泉大津駅）

- 鉄道施設の防災管理に関すること
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(3) 西日本旅客鉄道株式会社（和泉府中駅）

- 鉄道施設の防災管理に関すること
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(4) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）、ソフトバンク株式会社

- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- 応急復旧用通信施設の整備に関すること
- 津波警報、気象警報の伝達に関すること
- 災害時における重要通信確保に関すること
- 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
- 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること

(5) 日本赤十字社大阪府支部

- 災害医療体制の整備に関すること
- 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
- 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
- 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること
- 救援物資の備蓄に関すること

(6) 日本放送協会（大阪放送局）

- 防災知識の普及等に関する事
- 災害時における放送の確保対策に関する事
- 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- 気象予警報等の放送周知に関する事
- 避難所等への受信機の貸与に関する事
- 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- 災害時における広報に関する事
- 災害時における放送の確保に関する事
- 災害時における安否情報の提供に関する事

(7) 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- 管理道路の整備と防災管理に関する事
- 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- 被災道路の復旧事業の推進に関する事

(8) 阪神高速道路株式会社

- 管理道路の整備と防災管理に関する事
- 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- 被災道路の復旧事業の推進に関する事

(9) KDDI株式会社（関西総支社）、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社

- 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- 災害時における重要通信確保に関する事
- 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事

(10) 大阪ガス株式会社（南部導管部）

- ガス施設の整備と防災管理に関する事
- 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
- 災害時におけるガスの供給確保に関する事
- 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

(11) 日本通運株式会社和歌山支店、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- 緊急輸送体制の整備に関する事
- 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事

(12) 関西電力株式会社岸和田配電営業所

- 電力施設の整備と防災管理に関する事
- 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
- 災害時における電力の供給確保に関する事
- 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

(13) 光明池土地改良区

- ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
- ため池の治水活用に関する事
- 農地及び農業用施設の被害調査に関する事
- 湛水防除活動に関する事
- 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事
- 農業用水を活用した防災活動に関する事

(14) 一般社団法人大阪府医師会

- 災害時における医療救護の活動に関する事
- 負傷者に対する医療活動に関する事

(15) 一般社団法人大阪府歯科医師会

- 災害時における医療救護の活動に関する事
- 被災者に対する歯科保健医療活動に関する事

(16) 一般社団法人大阪府薬剤師会

- 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事
- 医薬品等の確保及び供給に関する事

(17) 公益社団法人大阪府看護協会

- 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事
- 被災者に対する看護活動に関する事

(18) 公益財団法人大阪府消防協会

- 防火・防災思想の普及に関する事
- 消防団員の教養・訓練及び育成に関する事

(19) 各民間放送株式会社

- 防災知識の普及等に関する事
- 災害時における広報に関する事
- 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- 気象予警報等の放送周知に関する事
- 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

(20) 一般社団法人大阪府トラック協会

- 緊急輸送体制の整備に関する事
- 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事
- 復旧資機材等の輸送協力に関する事

(21) 一般社団法人大阪府LPガス協会

- LPガス施設の整備と防災管理に関する事
- 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事
- 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事
- 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事

(22) 大阪広域水道企業団

- 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事
- 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事
- 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事
- 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事
- 応急給水及び応急復旧に関する事
- 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関する事

7 泉北環境整備施設組合

- 災害時におけるごみの処理に関する事
- 災害時におけるし尿の処理に関する事

8 公共的団体その他防災上重要な機関及び施設の管理者

泉大津市医師会・歯科医師会・薬剤師会、農・漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、泉大津市社会福祉協議会等の社会福祉事業団体、自治会、自主防災組織、赤十字奉仕団等の地域住民組織、大量の危険物を貯蔵及び取り扱う事業者、その他公共的活動を営むものは、市の行う防災活動に対して公共的業務に応じて協力する。

第5節 市民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

このため、市民及び事業者は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上及び災害防止に寄与するよう努める。

第1 市民の基本的責務

1 個人の役割

(1) 事前の備え

自らの命は自らで守るという防災の原点に立ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、建物の補強、家具の転倒防止措置等を市民自らがを行い、被害の拡大防止に努める。また、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

(2) 災害発生時の対応

災害発生時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力することを心がける。

2 自主防災組織の役割

(1) 事前の備え

自分たちの地域は自分たちで守るという連帯意識をもち、地域住民が協力して消火、救助活動ができるよう地域の実情に即した防災体制の整備を促進する。

また、住民主体で地区防災計画の策定や防災訓練を推進するなど、自主防災力の向上をめざす。

(2) 災害発生時の対応

災害発生時には地域住民が協力し合い、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営に努めるほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力することを心がける。

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害発生時に果たす役割(従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献)を十分に認識し、災害の防止及び被害の拡大防止のため、事業所内の管理体制を強化するとともに、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災対策に協力する。

(1) 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに各種災害に備えた防災体制の充実を図り、防災訓練、事業所の耐震化を進めるなど、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

(2) 事業継続計画(BCP)の策定

災害発生時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を作成するように努める。また、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

(3) 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、地域の防災活動に積極的に協力する。

(4) 応急対策活動への協力

応急対策に必要な物資若しくは資材又は役務の供給を業とする者は、災害発生時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、市及び府が行う防災に関する施策並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第3 NPOやボランティア等多様な機関との連携

市、住民及び事業者は、NPOやボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努める。

第4 住民・事業者・公共機関等の連携による市民運動の展開

災害の軽減には、市及び住民、事業者、公共機関、府等が、それぞれ防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねを行う必要があることから、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実させるため、その実践を促進する市民運動を展開するように努める。

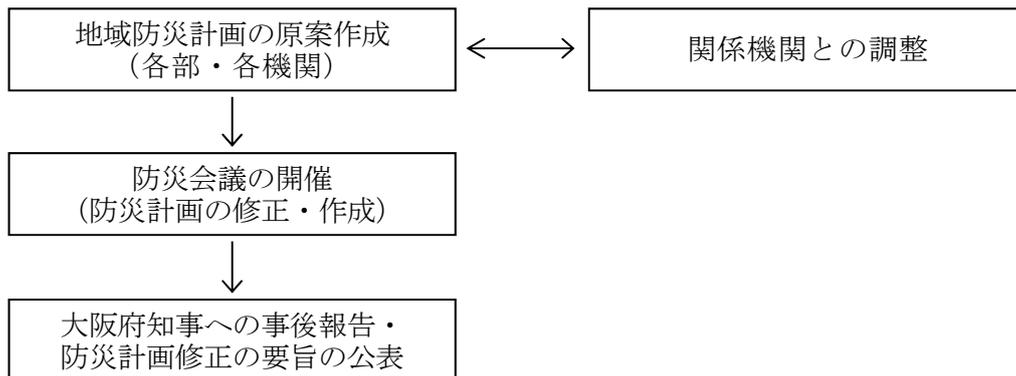
第6節 計画の修正

1 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正することとし、修正にあたっては、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

防災計画の修正は、次の順序で行うものとする。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

- (1) 市は関係機関と調整のうえ防災計画修正原案を作成する。
- (2) 防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- (3) 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、防災計画修正について、大阪府知事に事後報告するとともに、防災計画修正の要旨を公表する。



2 計画の習熟

本市及び各防災関係機関は、平素から訓練その他の方法によってこの計画の習熟に努めなければならない。また、この計画のうち必要と認められる事項については、地域住民等に周知徹底を図るものとする。